

【表紙】

|            |                                        |
|------------|----------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                                  |
| 【提出先】      | 関東財務局長                                 |
| 【提出日】      | 平成26年 6 月27日                           |
| 【会社名】      | フルサト工業株式会社                             |
| 【英訳名】      | FURUSATO INDUSTRIES,LTD.               |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 古里 龍平                            |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市中心区南新町一丁目 2 番10号                    |
| 【電話番号】     | ( 0 6 ) 6 9 4 6 - 9 6 0 5 ( 代表 )       |
| 【事務連絡者氏名】  | 常務取締役 大西 聡                             |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市中心区南新町一丁目 2 番10号                    |
| 【電話番号】     | ( 0 6 ) 6 9 4 6 - 9 6 0 5 ( 代表 )       |
| 【事務連絡者氏名】  | 常務取締役 大西 聡                             |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 ) |

## 1【提出理由】

平成26年6月26日開催の当社第56回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円50銭、総額355,245,100円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

社外取締役の招聘に伴い、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、責任を限定する契約を締結することを可能とする規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役として、武智順子を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項                        | 賛成（個）   | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果<br>（賛成の割合） |
|-----------------------------|---------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案<br>剰余金処分の件            | 109,680 | 82    | 0     | （注）1 | 可決（99.9%）        |
| 第2号議案<br>定款一部変更の件           | 109,605 | 157   | 0     | （注）2 | 可決（99.9%）        |
| 第3号議案<br>取締役1名選任の件<br>武智 順子 | 109,168 | 594   | 0     | （注）3 | 可決（99.5%）        |

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上